

2026年7月23日

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
理事長 池本 誠司 殿

デジタルデータソリューション株式会社

〒100-0006

東京都千代田区有楽町 2-7-1 有楽町イトシア 16 階

池田・染谷法律事務所

上記代理人 弁護士 染谷 隆明

同 大畑 拓也

同 越田 雄樹

回答書

当職らは、デジタルデータソリューション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴会からの2026年7月2日付「お問合せ」（以下「7月2日付「お問合せ」といいます。）に対し、以下のとおり回答いたします。

なお、ご質問の趣旨等が不明確な部分がありましたので、回答可能な部分のみ回答いたします。

1 7月2日付「お問合せ」第1（1）～（3）及び第2（4）～（6）について

当社における「お客様指定データ」「成功定義データ」及び「復旧ご希望データ」は、いずれも、お客様が復旧を希望し、見積時に当社との間で確認・特定されたデータを指すものであり、実質的に同義です。当社ホームページにおける「復旧ご希望データ」も、お客様が主観的に復旧を希望する一切のデータではなく、上記の手續により特定された範囲を意味します。

データの特定は、ファイル名や個数に限らず、保存場所、ファイル形式、作成・撮影日時その他の客観的屬性によって行います。例えば、「旅行中に撮影した写真一式」であれば、「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までに撮影された写真」として特定することが可能です。

したがって、復旧率の算定対象となるデータについて、見積時に特定されないものはありません。

2 7月2日付「お問合せ」第3（7）及び（8）について

復旧率の算出方法の詳細は、従前回答させていただいたとおりです。

復旧成功か否かの判断については、要点を申し上げますと、作業終了後に、見積時に特定された成功定義データと復旧結果とを当社が照合し、その全部が復旧している場合を「完全復旧」、一部が復旧している場合を「一部復旧」、全く復旧していない場合を「復旧不可」と判定します。当社の復旧率表示上は、「完全復旧」及び「一部復旧」を成功として取り扱っています。

判定基準となる対象データは見積時に特定され、成功・不成功の判定自体は作業終了後に当社が行います。未特定のデータは存在しないため、これを分母又は分子のいずれに含めるかという問題は生じません。

3 7月2日付「お問合せ」第4（9）～（11）について

注記の文字サイズ・色・配置等については文字サイズを大きくする、配置と変える等の対応を検討いたします。

4 7月2日付「お問合せ」第5（12）及び（13）について

今後の対応については、法規制の趣旨に照らして必要であり、かつ、消費者の当社サービスに対する理解の増進に資する範囲で、用語及び注記の表示方法等を検討し、必要な対応を行う意向です。

以上